

福岡県公報

平成20年9月1日
第2868号

目次

告示(第1422号 - 第1425号)

解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課)	1
保安林の皆伐面積の限度の公表	(森林保全課)	1
公共測量の終了	(県土整備総務課)	2
公共測量の実施	(県土整備総務課)	2
公安委員会			
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	3
意見募集の結果の公示	(警察本部生活安全総務課)	3
意見募集の結果の公示	(警察本部生活安全総務課)	3
警備業務における護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部生活安全総務課)	4

告示

福岡県告示第1422号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 解除に係る保安林の所在場所
福岡市西区今津字濱崎山302の3、302の4
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第1423号

平成20年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成20年9月1日

福岡県知事 麻生 渡

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	1338.20
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	376.82
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	1502.39
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	593.62

〃	干 害 防 備 保 安 林	う き は	う き は	市	0.40
福岡	水 源 か ん 養 保 安 林	福岡	福岡	森 林 計 画 区	2098.32
〃	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	〃	〃	〃	538.97
〃	干 害 防 備 保 安 林	筑 紫 野	筑 紫 野	市	3.00
遠 賀 川	水 源 か ん 養 保 安 林	遠 賀 川	遠 賀 川	森 林 計 画 区	2700.94
〃	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	〃	〃	〃	234.50
〃	干 害 防 備 保 安 林	嘉 麻	嘉 麻	市	0.08
〃	〃	宮 若	宮 若	市	0.22
〃	〃	飯 塚	飯 塚	市	0.60
〃	水 源 か ん 養 保 安 林	北 九 州	遠 賀 川	森 林 計 画 区	835.92
〃	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	〃	〃	〃	219.65
〃	水 源 か ん 養 保 安 林	今 川	〃	〃	1726.79
〃	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	〃	〃	〃	582.62
福岡、筑後・矢部川	保 健 保 安 林	福岡、筑後川、矢部川	筑 後 ・ 矢 部 川	森 林 計 画 区	500.92
遠 賀 川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠 賀 川	森 林 計 画 区	795.18

福岡県告示第1424号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年9月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業確定測量業務）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
飯塚市鹿毛馬、田川郡福智町伊方、田川郡添田町大字中元寺、田川郡赤村大字赤、田川郡赤村大字内田	平成20年3月31日

福岡県告示第1425号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年9月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業確定測量業務）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間

田川郡添田町大字中元寺

平成20年7月30日から
平成21年3月13日まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第286号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成20年9月1日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成20年9月25日（木）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

北九州市八幡西区光明1丁目6番6号 折尾警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。

- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第288号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第1項の規定に基づき、警備業務における護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部改正（案）について、平成20年6月19日から同年7月18日までの間、意見公募手続を実施したところ、意見の提出がなされなかったため、行手条例第41条第1項の規定に基づき公示する。

平成20年9月1日

福岡県公安委員会

1 公示の日

平成20年9月1日

2 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第289号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第1項の規定に基づき、警備業法に基づく処分基準の見直し（案）について、平成20年6月19日から同年7月18日までの間、意見公募手続を実施したところ、意見の提出がなされなかったため、行手条例第41条第1項の規定に基づき公示する。

平成20年9月1日

福岡県公安委員会

1 設定日

平成20年9月1日

2 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課に備え置く。

福岡県公安委員会規則第13号

警備業務における護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成20年9月1日

福岡県公安委員会

警備業務における護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則

警備業務における護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）第10条第1項」を「。以下「法」という。）第17条第1項」に改める。

第4条第1号中「警備業法」を「法」に改め、同条第2号中「警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第1条第1項に規定する常駐警備業務（」を「法第2条第1項第1号に規定する警備業務（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第1号に規定する空港保安警備業務を除き、」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する貴重品運搬警備業務

第5条第2号中「規則第1条第1項に規定する常駐警備業務（深夜」を「法第2条第1項第1号に規定する警備業務（規則第1条第1号に規定する空港保安警備業務を除き、深夜」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

